

敦賀市地域防災会人材育成等研修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災会に対し、防災に関する研修、先進地の視察及び防災施設等の見学（以下「研修視察」という。）に要する経費の一部を助成することにより、防災に関する知識・技能を習得した人材を育成し、もって地域防災力の向上を図るため、敦賀市地域防災会人材育成等研修助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域防災会」とは、区長が所管する町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）を単位として、地域住民が自主的に地域の防災活動等を行う組織をいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、地域防災会とする。

(助成対象事業等)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する講習会、研修会、展示会等の事業
- (2) 防災に関する先進地の視察の事業
- (3) 防災施設等の見学の事業

2 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 施設入場料
- (3) 傷害保険料

3 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、30,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書等を添えて、敦賀市地域防災連絡協議会会長（以下「会長」とする。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた助成対象者は、当該助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 会長は、助成金の額を確定した場合において、助成金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、速やかに助成金確定通知書（様式第4号）により、その額を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の額を確定したときは助成金を交付する。

(助成金の請求)

第10条 助成対象者は、前条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を速やかに会長に提出しなければならない。

(この要綱に定めがない事項)

第11条 助成事業に関し、この要綱に定めがない事項については、敦賀市補助金等交付規則の例による。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から適用する。

敦賀市地域防災会人材育成等研修助成金交付要綱の取扱いについて

- 1 要綱第4条第1項の各号に掲げる事業は、次の例のような事業とする。
 - (1) 防災に関する講習会、研修会、展示会等の事業
避難運営HUGゲーム（静岡）、福井県等が主催する講習会・研修会、
危機管理産業展（東京）、防犯防災総合展（大阪） 等
 - (2) 防災に関する先進地の視察の事業
先進的な取り組みを行っている他県（市）の自主防災組織の訓練 等
 - (3) 防災施設等の見学の事業
福井市防災センター（福井）、静岡県地震防災センター（静岡）、
人と未来防災センター防災未来館（神戸）、
東京臨海広域防災公園そなエリア東京（東京） 等
- 2 要綱第4条第2項第1号に規定する旅費の種類は、鉄道賃、車賃その他会長が必要と認めるものとする。
 - (1) 鉄道賃 乗車料金（地下鉄の場合も含める）、特急料金、座席指定料金
 - (2) 車賃 バス借上げ料、タクシー乗車料金、高速料金
 - (3) その他会長が必要と認めるもの 駐車料金等
- 3 鉄道賃の額は、職員の旅費支給に関する条例の例による。
- 4 助成金の額の算定は、助成限度額以内にあつては、100円未満は切り捨てるものとする。
- 5 申請方法については、助成限度額の範囲内において、事業毎に申請する、もしくは年度一括して申請することができるものとする。